

国内経済要録

◇外国為替引当貸付の利子歩合の変更

海外金利の低下に伴い、本行はオランダギルダー、カナダドル、米ドルおよび英ポンド通貨表示の手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合をそれぞれ次の通り引下げた。

	実施日	改訂前	改訂後
オランダギルダー表示手形引当貸付	2月15日	日歩1銭1厘5毛	日歩1銭5毛
カナダドル	2月22日	1銭	9厘5毛
米ドル	2月26日	6厘5毛	5厘5毛
英ポンド	3月5日	5厘5毛	5厘
英ポンド	3月1日	1銭6厘	1銭5厘5毛

の1.5%引上げ(27.5%へ)を主因とする交付金の増額(286億円)などにより地方財源が増加したこと。

(2) 地方税制は一部改正されたが、自転車荷車税の廃止に伴う減収分(46億円)がたばこ消費税の税率引上げによつて補てんされるなど、収支増減の影響はほとんどないこと、

(3) 一般財源の充実に伴つて普通会計における地方債の総額を圧縮して歳入構成の是正を図つたこと、

(4) 投資的経費、維持補修費を増額して地方行政水準の向上につとめたこと、

などである。

しかしながら、地方債の圧縮も小幅にとどまり、また地方税負担の軽減、合理化が見送られ結局地方財政規模はかなり拡大される結果となつている。

◇米ドル現地貸付金利の変更

甲種為替銀行12行では、米国内諸金利の低下傾向を勘案し、米ドル現地貸付金利を $\frac{1}{2}$ %引下げて年利5.75%以上に改め、2月17日貸付分から実施した。

◇米ドル・ユーザンス金利の変更

ニューヨークにおける一流銀行引受手形割引率の変動に伴い、甲種為替銀行12行では米ドル・ユーザンスの申合せ金利を次の通り変更した。

改訂前	年利5.375%以上
2月10日	5
3月1日	4.75
3月6日	4.5

◇日本損害保険協会の資金調整委員会設置

全国銀行協会、生命保険協会に次いで損害保険協会においても資金調整委員会を設置することとなり、2月6日の理事会で決定発足をみた。

同委員会の性格、組織などは生命保険協会のそれとはほぼ同じであるが(調査月報2月号参照)、損害保険会社においては、その運用資産中に占める有価証券投資の比率が高い関係上、有価証券投資も融資同様規制対象としているのが特色である。

◇昭和33年度地方財政計画

自治庁は2月26日、昭和33年度の地方財政計画を発表したが、その特色は次の通り。

(1) 地方税の大幅な自然増収(500億円)と地方交付税

昭和33年度地方財政計画

(単位億円)

区 分		昭和32年度 計	昭和33年度 画計	前年度比増 減額(△)
歳 入	地 方 税	4,606	5,106	500
	地 方 譲 与 税	296	321	25
	地 方 交 付 金	1,954	2,240	286
	国有提供施設等所在 市町村助成交付金	5	10	5
	国庫支出金	2,956	3,082	126
	地 方 債	520	450	△ 70
歳 出	雑 収 入	1,134	1,163	29
	計(注1)	11,471	12,372	901
	消 費 的 経 費	7,287	7,659	372
	(給 与 費)	(4,436)	(4,733)	(297)
	公 債 費	767	828	61
そ の 他	維 持 補 修 費	257	419	162
	投 資 的 経 費	3,000	3,301	301
	(公共事業費)	(1,852)	(1,927)	(75)
	(注2) (単独事業費)	(805)	(1,033)	(228)
	そ の 他	161	165	4
計	11,471	12,372	901	

(注) 1. 歳入については、このほか市町村民税に40億円の増収が見込まれている。

2. 「単独事業費」=国庫補助負担金を伴わない建設事業費。

◇昭和33年度総合資金需給見込など発表

このほど政府(経済企画庁)は、さきに関議決定をみた「昭和33年度経済計画の大綱」(調査月報2月号参照)に

33年度総合資金需給見込

(単位億円、年度間増・減(△)見込額)

区 分		32年度実績見込	33年度見込
I 財政資金対民間収支		△ 2,410	1,200
II 金 融 機 関 収 入	預 金	10,500	11,000
	金 融 債 券	240	410
融 資 吸 収	財 政 投 資	1,250	1,210
	そ の 他	830	770
計		12,820	13,390
融 資 放 出	貸 出	13,420	10,710
	有 価 証 券	2,000	1,680
機 関 支 出	民間金融機関貸出	11,900	9,200
	政府金融機関貸出	1,520	1,510
	地 方 債	180	80
	公 社・公 団・公 庫 債	500	200
	事 業 債	370	500
株 式	950	900	
計		15,420	12,390
収 支 尻		2,600	△ 1,000
III 現 金 通 貨 (残 高)		190 (7,113)	200 (7,313)

33年度産業資金供給見込

(単位億円、年度間増・減(△)見込額)

区 分	32年度実績見込	33年度見込
I 内 部 資 金	7,890	7,630
社 内 留 保	3,660	3,090
減 価 償 却	4,230	4,540
II 外 部 資 金	16,109	13,064
財 政 資 金	1,659	1,514
民 間 資 金	14,450	11,550
株 式	2,400	2,000
社 債	350	550
貸 出	11,700	9,000
(I + II) 合 計	23,999	20,694
III 外 資 な ど	△ 536	620
(I + II + III) 総 計	23,463	21,314

基き、昭和33年度の「総合資金需給見込」と「産業資金供給見込」を作成、発表した。大要は下表の通り。

◇第4次日中貿易協定(民間)の成立

去る3月5日、わが国中共訪問使節団(日中貿易促進議員連盟その他民間団体派遣)と中国国際貿易促進委員会と

の間に大要次のごとき貿易協定が調印された。

(1) 貿易額は片道35百万ポンド(第3次は30百万ポンド)のバーター取引を原則とし、協定有効期間は調印の日から1年とする(双方の同意により延長できる)。

(2) 輸出入商品は双方の商品分類に従い、総額に対しそれぞれ甲類40%、乙類60%とする。

(注) 日本の輸出品

甲類…鉄道車輛、発電設備その他の各種プラント、銅塊、鋼板、鋼管など金属資材。

乙類…一般機械器具、化学製品、雑貨、その他。

中共の輸出品

甲類…石炭、鉄鉱石、銑鉄、大豆、その他。

乙類…米、雑穀、油脂など動植物性原材料、水産物、雑貨、その他。

(3) 決済は両国の為替銀行を通ずるコルレス契約により行うものとする(ただし当分は英ポンドによる現金決済)。

(4) 本協定の円滑な実施のため両国(東京および北京)に民間通商代表部を設ける。